

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑伸会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

3 理事及び監事は、施設長等職員から選出された理事を除き、原則非常勤とする。

(理事長報酬)

第3条 理事長については、毎月400,000円の定額の報酬を支給し、年間総額を4,800,000円以内とする。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座にて支給する。支給時期は緑伸会給与規定に準じて行う。

3 理事長が任期の月半ばで退任もしくは新任し、報酬として日割り計算で支給する必要が生じたときは、一日の報酬額を20,000円とし、月額報酬を上限として支給する。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会に出席したときは、報酬としてそれぞれに5,000円を支給し、年間総額は200,000円以内とする。ただし、理事のうち職員と兼務がない者に対してのみ支給することができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、報酬としてそれぞれに10,000円を支給し、年間総額は100,000円以内とする。

3 理事会並びに評議員会が決議の省略を行った場合は、報酬は支払わないものとする。

4 報酬金額は源泉徴収後の額とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、報酬としてそれぞれに5,000円を支給する。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人または施設の指導検査への立ち会い及び運営状況の指導・監査の業務にあたった場合は、30,000円を支給する。

3 年間総額は200,000円以内とする。

4 報酬金額は源泉徴収後の額とする。

(役員及び評議員の費用弁償)

第6条 役員及び評議員が、理事長等の命を受けて法人または施設の運営のための業務にあたった場合は、その業務を行うために要する費用を弁償する。

2 旅費については、公共の交通機関を利用する場合に限り、最短距離及び最低費用を原則とする。

(支給日)

第7条 役員及び評議員への報酬等は、理事会並びに評議員会出席の当日支払うものとする。

(支給方法)

第8条 報酬等は現金による直接支給とする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

(付則)

この規程は、平成31年1月17日より適用する。